

# オンライン診療ガイドラインと 緊急避妊薬の調剤について

令和2年x月x日（x）

※本資料は現時点における内容であり、今後内容が変わりうるものであることにご留意願います。

# オンライン診療における緊急避妊薬の調剤

## オンライン診療における緊急避妊薬の取扱いに関する経緯

平成30年3月30日	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」策定 (厚生労働省医政局長通知)
平成31年1月23日 ～令和元年6月28日	「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において指針の見直しに関する議論 ・オンライン診療における緊急避妊の取扱いについて議論
令和元年7月31日	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の一部改訂 ・オンライン診療を行う場合の緊急避妊薬の調剤に関する取扱いについて記載
令和元年11月21日	緊急避妊薬に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）（厚生労働省課長通知） ・緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施し、対応可能な薬剤師・薬局について一覧を作成する旨記載
令和2年1月17日	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）（厚生労働省課長通知） ・緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を各都道府県で円滑に実施するため、関係機関に協力依頼等の旨記載

## ○ 緊急避妊薬を取り巻く課題とこれまでの議論

- **緊急避妊薬が処方薬**であることや入手しづらいことで、繰り返し議論されてきた。  
(日本の人工妊娠中絶数年間**164, 621人** : 平成29年度衛生行政報告例の概況)
- 2017年、**緊急避妊薬のスイッチOTC化**が、「性教育の浸透」等を理由に見送られた。
- **SNS等**で海外からの輸入薬の転売や譲渡が散見され、2019年2月には、フリマアプリを使用した転売によって逮捕事例が発生するなど、**違法なやりとりが横行**している。

## ○ オンライン診療の初診に関する基本的考え方

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、主に診断等の判断が必要となる**初診は対面診療が原則**である。

ただし、**オンライン診療を用いて得られた患者の心身の状態に関する情報のみであっても、診断や治療方針の決定が可能であり、かつリスクが極めて低い場合においては、例外として初診からのオンライン診療を可能**としている。

## ○ 緊急避妊にかかる診療と緊急避妊薬の特徴

緊急避妊薬は、性交後72時間以内に内服する必要性があり、迅速な対応が求められるものの、地方において産婦人科を受診しにくい状況や、デートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいてもアクセスがしにくいという指摘がある。

一方で、「緊急避妊法の適正使用に関する指針」において緊急避妊薬を処方すべきかの判断は過去の月経などの情報を的確に聴取し判断する必要があるとされている。

# オンライン診療で緊急避妊に対応する場合の課題と論点

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
2019年3月29日 第3回 資料2 抜粋

## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念点(1)

容易に緊急避妊薬が入手可能になり、適切な避妊法が行われなくなるのではないか。



## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念への対応案(1)

### 繰り返しアフターピル処方を求める利用者

内服の確認を徹底するとともに、他の避妊方法の紹介や産婦人科受診勧奨を入念に行う。

# オンライン診療で緊急避妊に対応する場合の課題と論点

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
2019年3月29日 第3回 資料2 抜粋

## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念点(2)

緊急避妊薬を用いても避妊を防げないことがあるなど、使用者が十分な知識を持ち得ていないのではないか。



## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念への対応案(2)

### 知識不足や緊急避妊の失敗する懸念に対して

十分な知識を持った医師が説明を行い、近医産婦人科を紹介する等、3週間後の産婦人科受診の約束を取り付けること。

# オンライン診療で緊急避妊に対応する場合の課題と論点

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
2019年3月29日 第3回 資料2 抜粋

## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念点(3)

緊急避妊薬を求める女性の中に、犯罪被害が疑われる場合、十分な対応が困難ではないか。



## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念への対応案(3)

### 利用者が犯罪被害を受けた可能性がある場合

最寄りの警察署への相談を促す。未成年の場合は、児童相談所に通報する。  
同時にカウンセリングを実施する。



# オンライン診療で緊急避妊に対応する場合の課題と論点

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
2019年3月29日 第3回 資料2 抜粋

## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念点(4)

緊急避妊薬が必要以上に流通すると、転売等により組織的な犯罪に使用されるのではないか。



## ○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念への対応案(4)

### 転売等のリスクに対して

医師は一回分のみの処方を徹底し、薬局での薬剤師の前での内服等を推奨する。

# 緊急避妊薬の適切な利用促進に向けた取り組み

オンライン診療の適切な実施に関する指針見直し検討会  
第5回資料・一部改変

## 現状

●適切な性教育や受診可能な医療機関の情報が乏しく、約半数弱の女性が偽薬の可能性のあるインターネットでの購入や服用を断念している。

- 年間約16万の人工妊娠中絶。
- 心中以外の虐待死の6割以上が0歳児、0歳児のうち月齢0ヶ月児は約5割。

予期せぬ妊娠を防ぎたい女性

緊急避妊薬を断念

妊娠不安を抱いたものの、情報不足等で服用を断念

インターネット、オンライン診療

緊急避妊薬の処方

対面診療における地域の産婦人科やかかりつけ医等の医療機関への受診

## 今後の取り組み(案)

●性教育の充実や受診可能な医療機関の情報提供、処方する医師や薬剤師への研修等総合的な施策を行い、予期せぬ妊娠を防ぎたい希望がある女性が必要な相談窓口に接し、また適切に緊急避妊薬にアクセスできる体制を構築する。

●緊急避妊薬への適切な使用により、予期せぬ妊娠を防ぎ、ひいては児童虐待死の減少につながる

- ・従来緊急避妊薬を断念していた女性
- ・偽造の恐れのある薬をインターネットで入手していた女性

医療機関のリスト化

性に関する情報提供の充実

インターネットや自治体を通じて対面診療可能な医療機関を紹介  
(女性健康支援センター、婦人相談所、ワンストップ支援センター等)

・まずは地域の産婦人科医を受診  
(研修を受けたかかりつけ医や産婦人科以外の医師による対面診療における受診)

近くに受診可能な医療機関がない場合(地理的な要因の他、心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合)に限って産婦人科医や研修を受けた医師によるオンライン診療を実施。実施に向けて下記の施策を行う。

- ・処方する医師を産婦人科医師と研修受講医師に限定
- ・研修受講者を厚労省ホームページで公表
- ・薬剤師の前での1錠のみの内服等ルール整備
- ・インターネットパトロール等を通じた不適切広告への指導
- ・薬剤師に対する産婦人科研修強化
- ・臨床研修医の研修項目に追加
- ・内服後3週間後には産婦人科受診

上記の施策に対してはモニタリングを行い、適宜改訂を行う

# 緊急避妊に関するオンライン診療の実施にあたっての薬剤師・薬局の対応

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、緊急避妊に係るオンライン診療の実施にあたり、薬剤師・薬局に求められる内容は以下のとおり。

- オンライン診療を受診した女性が薬局で調剤を受ける際、研修（※）を受講した薬剤師が対応すること
- 来局した女性に、薬局において薬剤師の前で服用させること  
（プライバシーへの十分な配慮や服用するための飲料水の準備なども行う）
- より確実な避妊法に関する適切な説明、産婦人科医による直接の対面診療を約三週間後に受診することの説明等を来局した女性に行うこと

⇒厚生労働省のホームページで掲載されている対面診療可能な産婦人科医のリストを参照すること

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html)

※緊急避妊薬に関することや性に関する教育などの研修。研修を受講した薬剤師及び薬局のリストは厚生労働省のホームページに掲載（医師のリストとともに掲載）。

# オンライン診療における緊急避妊薬の調剤の手順(イメージ)

未定稿

利用者	医療機関(医師)	薬局(薬剤師)
<p><b>①オンライン診療受診(医療機関への連絡)</b>                      オンライン診療可能な医療機関へ連絡し、受診(受診前に、リストに基づき希望薬局を選択)</p> <p>(※オンライン診療時に薬局を決めていなかったら、診療の際に決めてもらう)</p>	<p><b>②オンライン診療実施、薬局への確認</b>                      診療時、利用者が選択した薬局に連絡し、対応可否を確認</p> <p><b>③(診療後)薬局へ処方箋送付・情報提供</b>                      ・FAX等により薬局に処方箋情報を送付(利用者の情報も併せて送付)                      ・処方箋原本を薬局へ送付                      ※ 電子処方箋対応も制度上あり得る</p>	
<p><b>④利用者が選択した薬局へ来局</b>                      ・来局の際に本人確認書類を提示</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;">処方箋</div>	<p><b>⑤調剤応需</b>                      ・本人確認を行い、事前送付された利用者情報又はFAX処方箋と相違ないか確認                      ・必要に応じて処方内容の照会                      ・調剤</p>
		<p><b>⑥服薬指導等</b>                      ・必要な服薬指導等を実施                      ・3週間後の受診の必要性の説明</p>
<p><b>⑦服用</b>                      ・薬局にて緊急避妊薬を服用</p>		<p><b>⑧服用確認・処方医への情報提供</b>                      ・服用したことを医師へ情報提供</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">⑫薬局との連携</div>	<p><b>⑨処方箋原本の受理</b>                      ・FAX処方箋と相違ないか確認</p>
<p><b>⑩3週間後の受診</b></p>	<p><b>⑪診療(対面)</b>                      ※オンラインと別医療機関の可能性あり</p>	<p><b>⑫利用者の情報の提供(⑪の医師の求めに応じて)</b></p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">⑫緊急避妊薬の処方医との連携</div>	<p><b>⑬利用者の受診状況の把握(処方医)(⑪の医師からの情報提供)</b></p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 150px; height: 50px; margin: 0 auto; background-color: #d4edda;">調整中</div>

## オンライン診療を実施した医療機関から薬局への情報提供（手順③関連）

- オンライン診療を実施した医師（医療機関）は、受診した女性が選択した薬局へ処方箋を送付するとともに、以下のような内容を情報提供する。
- 薬局においては、これらの情報を踏まえて調剤を行う。

調整中

### <情報提供内容>

- ・ 来局予定者氏名、生年月日、電話番号、受診日時
- ・ 医療機関名、医師氏名、電話番号
- ・ 薬剤を服用する期限（性交後72時間以内はいつまでか）
- ・ 来局予定時間
- ・ その他留意事項  
（禁忌（重篤な肝障害、妊婦等）に該当していないか、併用薬の確認、授乳中でないか等）

## 薬局における対応（手順⑤～⑧関連）

○薬局において緊急避妊薬を調剤する際には、以下の手順で対応する。

調整中

①処方箋及び情報提供文書の内容を確認する。

必要に応じて、処方医が研修を修了しているか確認する。

①オンライン診療を受診した本人であることを確認する。

②来局女性の心理状態や社会状況に心を寄せて対応する。

③プライバシー空間の確保を心がける。

（場所（個室・パーティションの利用）、声の大きさ・トーンなど）

④調剤済みの薬剤と飲料水・紙コップなどを用意する。

⑤来局者に副作用などを説明する。

⑥来局者が服用したことを確認する。

⑦医師に薬局における対応内容について報告する。

⑧本手順書をチェックした上で、他の患者情報とともに保存する。

<⑤における説明内容>

- ・服用後に嘔吐など副作用が起きた場合の対応を伝える。
- ・約3週間後に産婦人科医による直接の対面診療を受診することを説明する。
- ・確実な避妊法について説明する。
- ・何か質問があるかを聞き、適切に答える。

## 服用後に患者へ渡す文書（手順⑦関連）

- 緊急避妊薬を服用する女性に対しては、以下の内容を記載した説明文書を渡して説明し、女性が帰宅後（服用後）や3週間後の産婦人科受診の際に利用できるようにする。

調整中

### <説明文書の内容>

- ・患者が緊急避妊薬を服用した日時
- ・緊急避妊薬を調剤した薬局名・薬剤師名及び薬局の電話番号
- ・その他留意すべき事項

（緊急避妊薬を服用しても妊娠の可能性はあること、副作用、嘔吐した場合の対応等）

※説明文書の内容は、製造販売業者が現在作成している患者向け資材をもとに作成予定

## 薬局からオンライン診療を実施した医療機関への情報提供（手順⑧関連）

- 薬局の薬剤師は、来局した女性が緊急避妊薬を服用した後、その旨をオンライン診療を実施した医師に情報提供する。
- なお、3週間後に受診する産婦人科医から求めがあれば、同様の内容を情報提供する。

調整中

### <情報提供内容>

- ・ 来局者氏名、生年月日、電話番号
- ・ 薬局名、薬剤師氏名、電話番号
- ・ 薬剤師の面前で薬剤を服用した旨、服用日時
- ・ より確実な避妊法について適切に説明した旨
- ・ 3週間後に産婦人科医による直接の対面診療を受診することを説明した旨



## 処方箋の取扱い（調整中）

- 緊急避妊薬は性交後72時間以内に服用する必要がある、受診後に速やかに服用する必要がある。一方で、オンライン診療において書面による処方箋を交付する場合、処方箋の原本を薬局で確認できるまでに時間がかかる。
- したがって、オンライン診療における緊急避妊薬に限った例外的な取扱いとして、医療機関から受診した女性が選択した薬局へFAX等で処方箋を送付し、その情報をもとに、来局した女性に緊急避妊薬を調剤することを可能とする。（その後に届いた処方箋の原本を最終的に確認した上で保存する）
- なお、FAX等での処方箋の送付に際しては、個人情報の取扱いに十分注意し、誤送信等を防ぐ必要がある。

# (参考) 緊急避妊薬

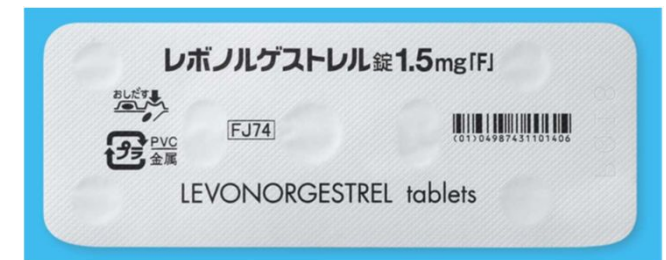
(先発医薬品)

ノルレボ錠1.5mg (あすか製薬株式会社)



(後発医薬品)

レボノルゲストレル錠1.5mg「F」 (富士製薬工業株式会社)



# 緊急避妊に関するオンライン診療に関わる薬剤師が知っておくべきこと

- 地域における女性の健康に関する相談窓口等を把握しておくこと
- オンライン診療による緊急避妊薬の処方に係る実態調査（※）を行うことになるので、薬剤師は指針に基づく対応を確実にを行い、医師へ必要な情報提供を行うこと

※研修を受けた医師及び産婦人科医を対象に実態調査を行う体制を構築

<オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂）>

- 緊急避妊に係る診療については、緊急避妊を要するが対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有さない女性に対し、**女性の健康に関する相談窓口等（女性健康支援センター、婦人相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む。）において、対面診療が可能な医療機関のリスト等を用いて受診可能な医療機関を紹介することとし、その上で直接の対面診療を受診することとする。**例外として、地理的要因がある場合、女性の健康に関する相談窓口等に所属する又はこうした相談窓口等と連携している医師が女性の心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合においては、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が、初診からオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、初診からオンライン診療を行う医師は一錠のみの院外処方を行うこととし、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとする。その際、医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行うこと。加えて、内服した女性が避妊の成否等を確認できるよう、産婦人科医による直接の対面診療を約三週間後に受診することを確実に担保することにより、初診からオンライン診療を行う医師は確実なフォローアップを行うこととする。

注 オンライン診療を行う医師は、対面診療を医療機関で行うことができないか、再度確認すること。また、オンライン診療による緊急避妊薬の処方を希望した女性が性被害を受けた可能性がある場合は、十分に女性の心理面や社会的状況にかんがみながら、警察への相談を促すこと（18歳未満の女性が受けた可能性がある性被害が児童虐待に当たると思われる場合には児童相談所へ通告すること）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を紹介すること等により、適切な支援につなげること。さらに、事前に研修等を通じて、直接の対面診療による検体採取の必要性も含め、適切な対応方法について習得しておくこと。

なお、厚生労働省は、**初診からのオンライン診療による緊急避妊薬の処方に係る実態調査を適宜行う。**また、研修を受講した医師及び薬剤師のリストを厚生労働省のホームページに掲載する。

# 薬剤師に対する研修

- 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修については、令和元年度の厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者：安原真人（帝京大学薬学部特任教授））において研修プログラムを作成中。

## <研修内容>

- （1）オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
  - （2）月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
  - （3）避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項
- 具体的な研修に関しては、上記研修プログラムに基づき、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して実施すること。（令和元年度中、令和2年度以降も）
- 研修が実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。

# 研修を受講した薬剤師・薬局のリスト公表

○研修受講を修了した薬剤師・薬局のリストは、厚生労働省のホームページに掲載予定。（研修修了薬剤師、勤務先の薬局名等の情報を掲載）

※研修を修了した医師も厚生労働省のホームページに掲載予定。

<公表イメージ・調整中>

連番	都道府県	薬局名	所在地	電話番号	FAX番号	対応時間	薬剤師名
○	東京都	○○薬局	○○区△△	03-・・・	03-・・・	○時～○時	○○○○

※薬局においては、プライバシーへの十分な配慮や服用するための飲料水の準備なども行うため、これらの対応が可能な薬局の薬剤師が研修を受けること。